

WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金 ～申請及び助成対象の期間延長について～

令和2年12月28日まで
申請受付期間を延長します！

申請受付期間

変更前 令和2年8月31日まで

変更後 令和2年12月28日まで

※予算額に達した場合は、期間内であっても申請受付を終了いたします。

助成対象期間

変更前 令和2年5月4日～令和2年9月30日までに支出が完了しているもの

変更後 令和3年1月29日までに支出が完了したもの

助成対象者

県内の中小・小規模事業者、個人事業者 ※詳しくは申請要領をご確認ください。

申請方法

以下の受付・相談窓口へ提出

※必要な書類がそろった時点で「受付」します。

※「密」を避けるため、事前の予約をお願いします。また、受付の際には「マスク着用」に御協力をお願いします。

	サポート窓口	電話番号		サポート窓口	電話番号		サポート窓口	電話番号
①	行政書士会 受付サポート	090-8678-4361 090-5603-8019 090-8678-4059	⑬	上勝町商工会	0885-46-0108	⑳	北島町商工会	088-698-2275
②	南部総合県民局<美波> 県民生活・総務担当	0884-74-7311	⑭	国府町商工会	088-642-0258	㉑	藍住町商工会	088-692-2816
③	南部総合県民局<阿南> 県税担当	0884-24-4116	⑮	石井町商工会	088-674-1292	㉒	板野町商工会	088-672-0443
④	西部総合県民局<美馬> にし阿波振興担当	0883-53--2396	⑯	神山町商工会	088-676-1232	㉓	上板町商工会	088-694-5259
⑤	西部総合県民局<三好> にし阿波観光戦略担当	0883-76-0376	⑰	那賀川町商工会	0884-42-1772	㉔	阿波市商工会	0883-36-5577
⑥	徳島商工会議所	080-2850-5151 070-3313-5961	⑱	羽ノ浦町商工会	0884-44-4858	㉕	吉野川市商工会	0883-42-5642
⑦	鳴門商工会議所	088-685-3748	⑲	那賀町商工会	0884-62-0183	㉖	美馬市商工会	0883-53-7393
⑧	小松島商工会議所	0885-32-3533	⑳	美波町商工会	0884-77-0759	㉗	つるぎ町商工会	0883-62-2222
⑨	吉野川商工会議所	0883-24-2274	㉑	牟岐町商工会	0884-72-0194	㉘	東みよし町商工会	0883-82-2177
⑩	阿波池田商工会議所	0883-72-0143	㉒	海陽町商工会	0884-73-0350	㉙	三好市商工会	0883-86-1059
⑪	阿南商工会議所	0884-22-2301	㉓	大麻町商工会	088-689-0204	㉚	徳島県中小企業団体中央会	088-654-4431
⑫	勝浦町商工会	0885-42-2319	㉔	松茂町商工会	088-699-3574	㉛	徳島県生活衛生営業指導センター	088-623-7400

問合せ先

午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

○ フリーダイヤル

☎ 0120-666-805

○ 徳島県がんばる事業者応援センター

☎ 088-621-2069

ご 注 意 ぐ だ さ い

申請の前に、必ず申請要領をチェック！

<http://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/shokogyo/5037554>



助成事業

以下の3メニューのうち、
1事業者1メニューのみ申請できます。

①安心快適！ 「顧客空間」創造メニュー

常時10名以上収容の「顧客空間」の整備

上限**100万円**(1事業者)

- 改装工事を伴う場合の備品購入費は、助成対象経費の2/3を上限**
- 備品購入費単独の申請は、**上限50万円**とする

②安心快適！ 「働く空間」創造メニュー

オフィス空間、小規模店舗の整備

上限**50万円**(1事業者)

- 改装工事を伴う場合の備品購入費は、助成対象経費の2/3を上限**
- 備品購入費単独の申請は、**上限25万円**とする

③安心快適！ 「システム導入」メニュー

人との間隔を空ける「システム導入」の支援

上限**20万円**(1事業者)

助成対象外経費

以下の工事、購入は**対象外経費**です。

○業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関係のない工事・備品の購入 ○見積書(明細)、請求書、領収書などの証拠書類が提出できないもの ○国、県、市町村等の他の補助金等により、補助対象となっているもの ○人件費 ○不動産の購入費 ○事務所や店舗に係る家賃、駐車場料金、保証金、敷金等 ○光熱水費、通信費、雑誌や新聞の購読料、機器のリース料等のランニングコスト ○借入金などの支払利息及び遅延損害金 ○商品券・金券の購入 ○仮想通貨・クーポン・ポイントでの支払い ○自社振出、他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い ○相殺による決済 ○各種キャンセルによる取引手数料等 ○助成金応募書類、実績報告書の作成・送付・手続きに係る費用 ○エアコン(空気清浄機能付、換気機能付きのエアコンを含む)、空調設備の工事 ○キャッシュレスシステムや注文システム等、新たなサービスに必要な専用端末機器以外のパソコンやタブレット端末、スマートフォン等、机、椅子、冷蔵庫、自転車、バイク、自動車等、汎用性があり、目的外使用される可能性がある備品 ○トイレの改修工事 ○壁紙等の張り替え ○中古品、転売目的の備品 ○マスク、消毒液、アルコール液、除菌スプレー、ガーゼ、ゴム手袋等の衛生用品 ○事務用消耗品 ○消毒設備(次亜塩素酸水噴霧装置、オゾン発生装置等)の購入費 ○消毒作業の外注費、換気設備等の清掃費 ○飲食費、接待費、交際費、遊興、娯楽に要する経費 ○団体の会費、賦課金、フランチャイズ契約、代理店契約の加盟金、契約金等 ○保険料、貸付金、損失補償、租税公課 ○産業財産権取得のために特許庁に納付する出願手数料、審査請求料、登録料等 ○自社により工事、設置を行ったもの ○自宅兼店舗(事務所)に整備しようとする経費(事業用の店舗、事務所が明確に分かれている場合には事業に使用する部分のみ対象) ○建築中の施設に整備しようとする経費 ○工事費や備品購入費において、10万円以上のものを現金で支払ったもの(振込により支払ったものは対象となります。) ○移動が可能な備品を設置するための工事費 ○対象外経費が含まれている工事費 ○社会通念上、市場価格に比して著しく価格に差があるもの ○明らかに助成事業に必要なない工事・備品 ○助成事業の目的以外で使用するもの ○上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

○共通事項

- (1)「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」に沿った工事費、備品購入費、システム導入費であること
- (2)原則、県内事業者から調達、工事を行ったもの

①「密集」回避

- 人と人との間隔をできるだけ2m(最低1m)空けるための次の改修
- ・空間を広げるための隣室との間仕切りの撤去
- ・横並びで座れるよう座席レイアウトの転換 等

②「密閉」回避

- 密閉空間を避けるための次の改修
- ・換気設備(換気扇、換気ダクト)の新設(取り替えの場合は機能向上が図られるもの)
- ・窓(ドア)を開け、換気を行うために必要な「網戸」の設置
- ・空気清浄機 等

③「密接」回避

- 密接を避けるための次の改修
- ・テーブル上に区切りのパーティションを設置
- ・席と席の間に間仕切りを設置(ロールカーテンタイプも対象となります) 等

④「接触」回避

- 接触を減らすための次の改修
- ・接客カウンターやレジ等に飛沫感染を防止する「透明板」を設置
- ・キーレスシステムの導入
- ・券売機の導入
- ・トイレ内の人感センサー付き照明器具
- ・非接触体温計、サーモグラフィカメラ
- ・自動消毒液噴霧器(ノータッチディスペンサー) 等

⑤「働き方」の新しいスタイル

- テレワークやオンライン会議を推進するための次の経費
- ・通信環境(Wi-Fiを含む)の整備(「顧客空間」に設置するものに限り)(初期費用のみ)
- ・テレワーク環境等の整備に必要なソフトウェアの導入経費
- ・オンライン会議システムの導入経費(初期費用のみ)
- ・クラウド環境の導入経費(初期費用のみ) 等

①新たなチャレンジ

- 新たな「システム」の導入
- ・WEBサイトの構築や制作に要する初期経費
- ・ネット通販システムの導入に係る初期費用
- ・PR資材(のぼり、看板等)、PR映像作成費 等

②緊急的な感染防止策

- 飛沫・接触感染防止対策
- ・透明板、透明ビニールシート、防護スクリーン、フロアマーカの購入費、施工費
- ・キャッシュレスシステムや注文システムの導入に係る専用端末等の機器 等